

町長選挙及び町議会議員一般選挙は 4月26日(日)が投票日です

任期満了に伴う町長選挙及び町議会議員一般選挙の投票日は、4月26日(日)です。私たち町民の代表を選ぶ身近な選挙です。忘れずに投票しましょう。

告示日 4月21日(火)
投票日 4月26日(日)

立候補予定者説明会

○日時

3月23日(月)
午前10時から

○場所

役場2階 第3会議室

※当日、説明会で使用する立候補の手引は、有償になります。

○立候補の手引 1,080円



政治家の寄附禁止

◎政治家の寄附禁止

政治家が、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚式及び披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- ※①や②であっても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

◎政治家に対する寄附の勧誘及び要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

◎後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪・香典・祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する

寄附以外の寄附をすると、処罰されます。

◎年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

◎あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞又は雑誌などにより有料の広告を出すこと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

○お問い合わせ

町選挙管理委員会(総務課内)
☎1111(内線213)

政治家の寄附は禁止!
有権者が求めるのもダメ!



春の全国火災予防運動

『もういいかい』

火を消すまでは まあだだよ』

(全国統一標語)

3月1日(日)から7日(土)は春の火災予防運動が全国一斉に実施されます。

火災予防運動は、住民のみなさんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

みなさんの家庭や地域、職場を火災から守るよう十分に気をつけましょう。

《火の用心 7つのポイント》

- ①家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
- ③天ぶらを揚げるときは、その場を離れない
- ④風の強いときは、たき火をしない
- ⑤子供には、マッチやライターで遊ばせない
- ⑥電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない

《消防団からお願い》

春の火災予防期間中、当町消防団員が夕方と夜間、管轄する行政区を巡回しますので、ご理解ご協力をお願いします。火災発生時には危険防止並びに迅速な活動を実施するため、現場周辺への立ち入り及び消防水利周辺への駐車などはご遠慮ください。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G
☎(84)3618(直通)

